

資料編

1 市域の概況

(1) 位置

浜松市は静岡県西部に位置し、南北に細長く、太平洋に面した遠州灘の海浜から、赤石山脈南端部の標高 2,296m の亜高山帯までを含んでいます。

表 1-1-1 浜松市の面積・位置等(平成 28 年 4 月 1 日現在)

面積	距離		位置		
	東西	南北	方位	地名	経緯度
1,558.06 km ²	52.144 km	73.158 km	極東	春野町川上	東 経 138° 03′ 32″
			極西	三ヶ日町本坂	〃 137° 35′ 11″
			極南	松島町	北 緯 34° 38′ 42″
			極北	水窪町地頭方	〃 35° 18′ 16″

「浜松市統計書」(2017)

(2) 気象

南部の平野部(浜松)と比べ、北部の山間部(佐久間)では年平均気温が 3℃程度低く、降水量が多くなっています。また、旧水窪町は豪雪地帯対策特別措置法により豪雪地帯に指定されています。

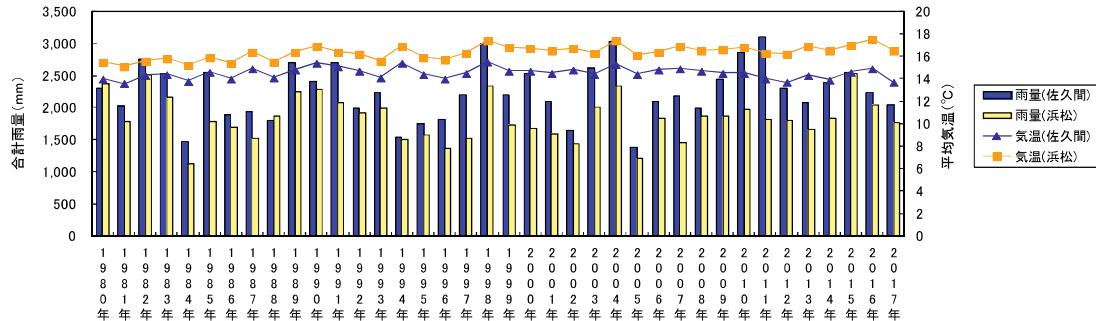


図 1-1-1 年間降水量と年平均気温(天竜区佐久間、浜松)

「気象庁 気象統計情報(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)」より

(3) 社会経済状況

① 人口

浜松市誕生時の明治 44 年の人口は 36,782 人でしたが、その後、周辺市町村との合併などにより増加を続け、現在は静岡県第 1 位の人口です。

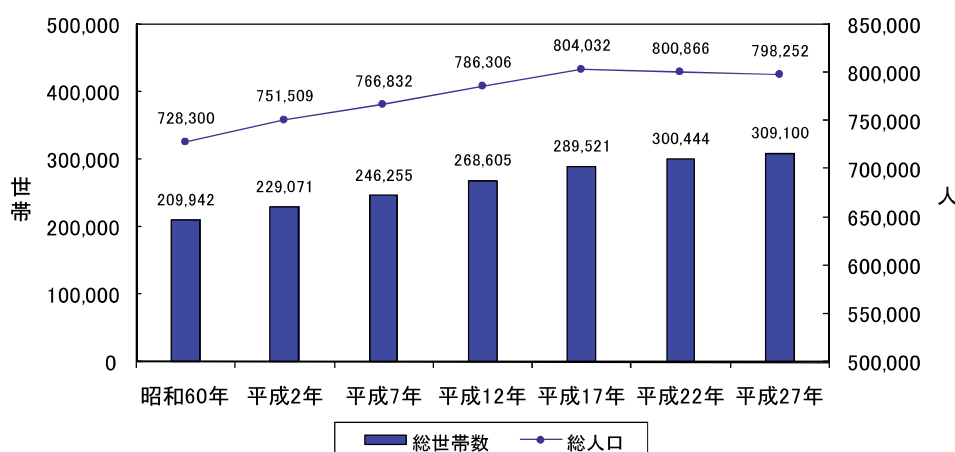


図 1-1-2 浜松市の人口・世帯数の推移

「国勢調査」(1985～2015)

② 産業別就業者数

就業者数は第二次及び第三次産業が圧倒的に多く、第三次産業就業者は増加傾向、第一次及び第二次産業就業者は減少傾向です(図 1-1-3 参照)。また、個々の産業別の就業者数は図 1-1-4 のとおりです。

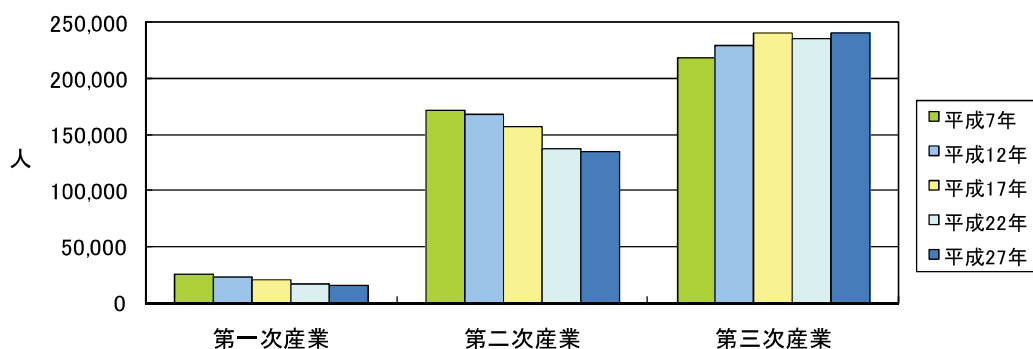


図 1-1-3 浜松市の産業別就業者数の推移

「国勢調査」(1995～2015)

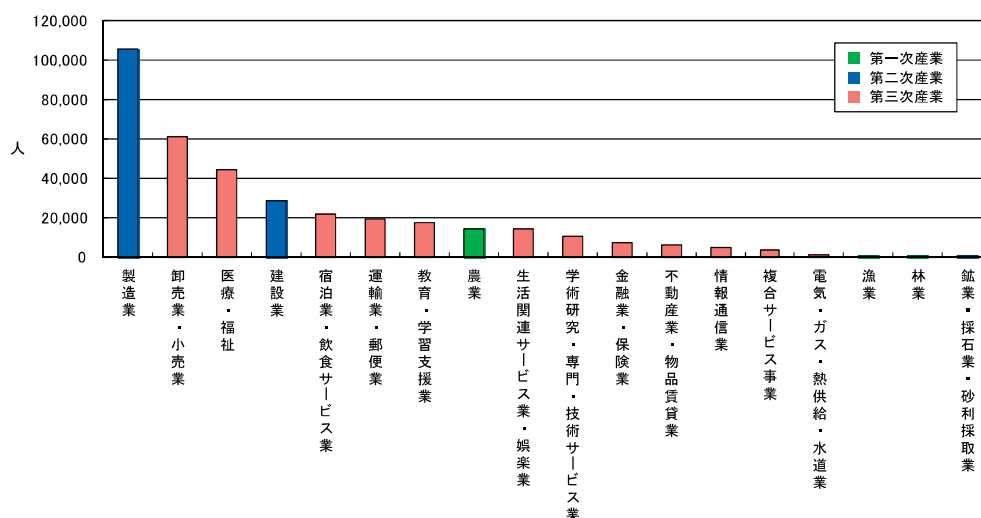


図 1-1-4 浜松市の産業別就業者数 (平成 27 年)

「国勢調査」(2015)

③ 農業

水稻、露地野菜、施設園芸、果樹、茶、畜産などの多種多様な農業が営まれており、農業産出額(平成27年)は全国7位です(図1-1-5参照)。産出額の主要品目のうち、花卉類と果実類は全国2位です。ただし、総農家数は減少傾向です(図1-1-6参照)。

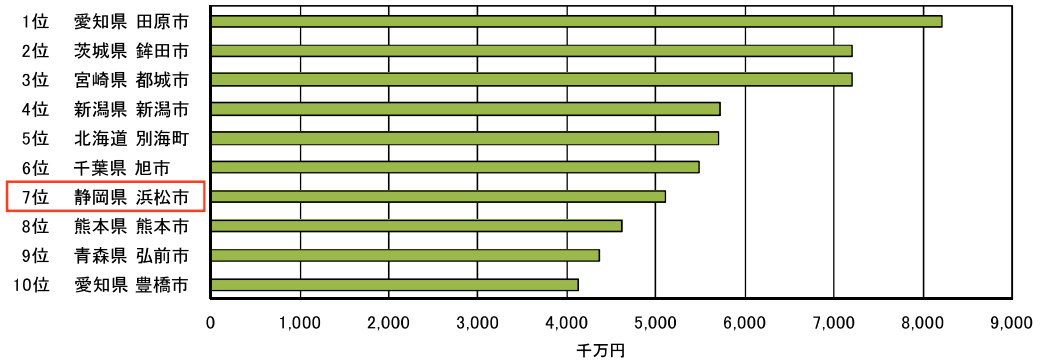


図1-1-5 市町村別農業産出額のランキング

「農林業センサス結果報告書」(2015)

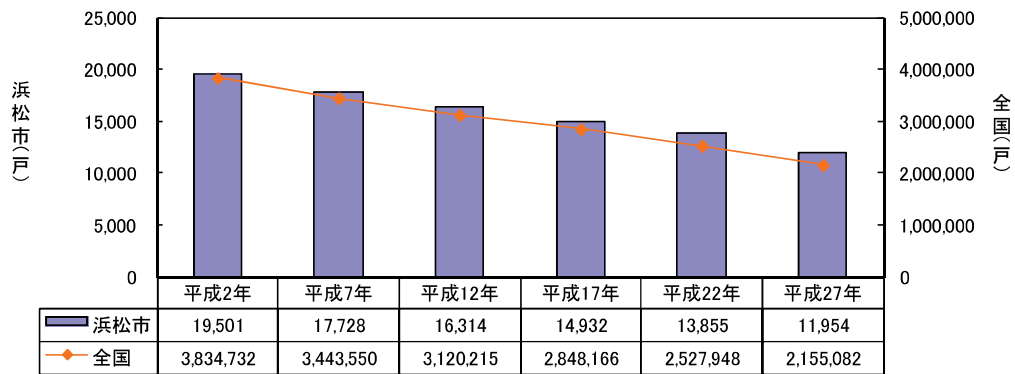


図1-1-6 浜松と全国の総農家数

「農林業センサス結果報告書」(1990~2015)

農業就業人口を年齢階層別に見ると、75歳以上が全体の49%、60歳以上が76%なのに対し、30歳台より若い世代は2%以下と、非常に高齢化が進んでいます(図1-1-7参照)。また、経営耕地面積は減少傾向です(図1-1-8参照)。

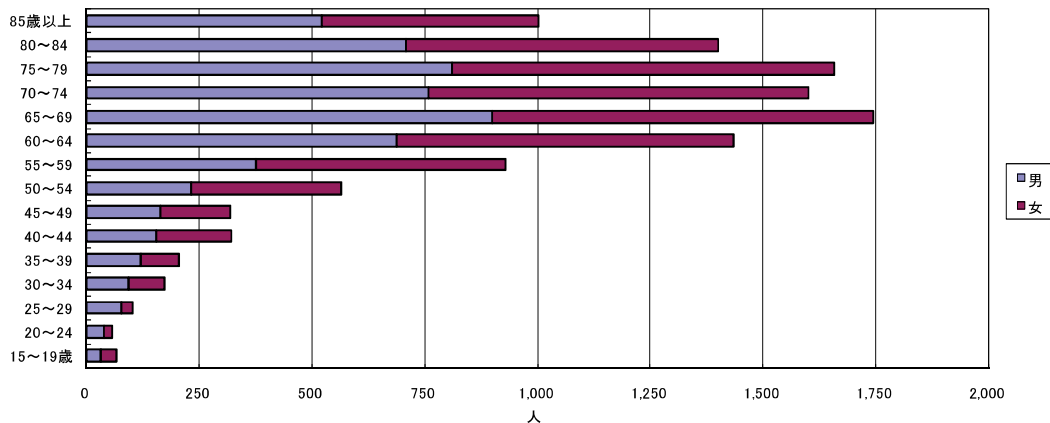


図1-1-7 浜松市の男女別年齢階層別就業人口(販売農家)

「農林業センサス結果報告書」(2015)

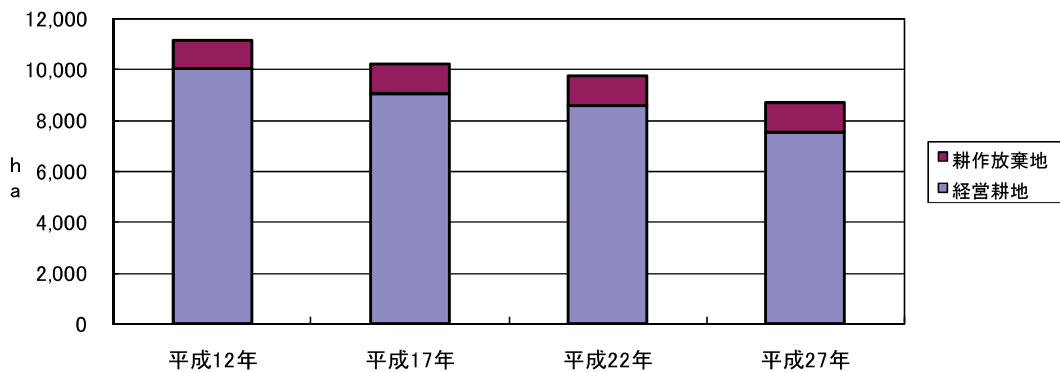


図 1-1-8 浜松市の経営耕地面積と耕作放棄地面積

「農林業センサス結果報告書」(2000～2015)

化学肥料や農薬の低減、堆肥による土づくりなどに取組む環境保全型農業を行っている農家数(販売農家)は、販売農家数全体の6,102戸のうち1,827戸(29.9%)です(図 1-1-9 参照)。

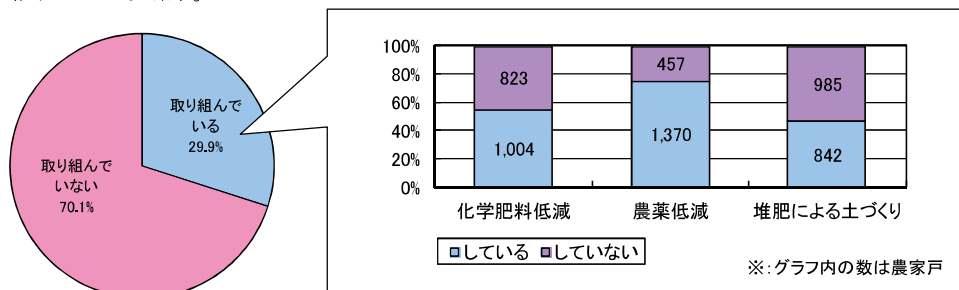


図 1-1-9 浜松市の環境保全型農業の取組み状況(販売農家)

「平成 27 年浜松市の農業・林業(2015 年農林業センサス結果報告書)」

④ 林業

浜松市の森林面積は、平成 28 年時点で 102,527.55ha、市域における森林率は約 66% です。また、これらの森林のうち約 79% は民有林であり、そのうちスギやヒノキなどの人工林が約 77% を占めています(図 1-1-10 参照)。

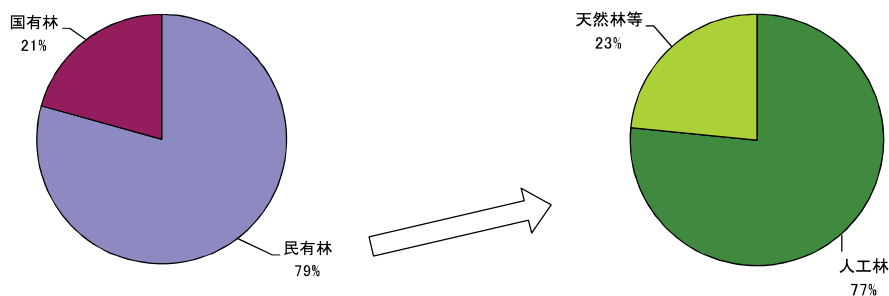


図 1-1-10 浜松市の森林の状況

「静岡県森林・林業統計要覧」(2016)

人工林の齢級別の面積では、林齢 41 年生以上の伐期になった森林が多くを占めています(図 1-1-11 参照)。このまま推移すると、木材の供給能力は増大しますが、間伐などの管理が行われていない森林は、水源涵養や土砂災害防止機能などが低下するとともに、そこに生息生育する動植物が少なく生物多様性の低い森林となります。

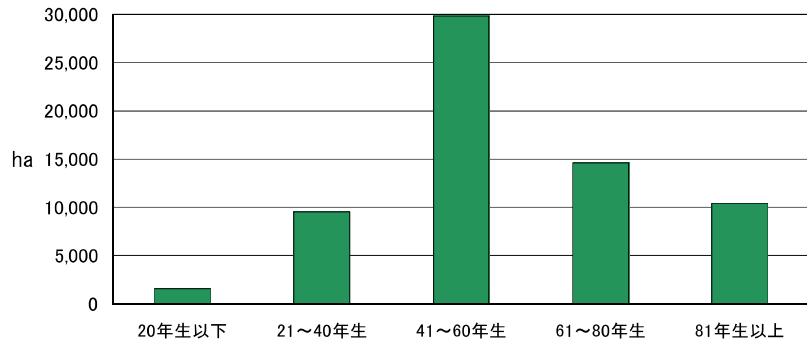


図 1-1-11 西部農林事務所管内（浜松市・湖西市）の年齢別人工林面積

「天竜地域森林計画書」（2014）

注：西部農林事務所管内の人工林面積のうち 98.8%が浜松市

市内の林業従事者数の中で最も高い割合を占めるのは 60 代で、それ以下の世代については、緩やかに減少している状況です（図 1-1-12 参照）。林業従事者数の推移としては、平成 17 年から平成 22 年にかけて増加した後、ほぼ横ばいの状況です（図 1-1-13 参照）。

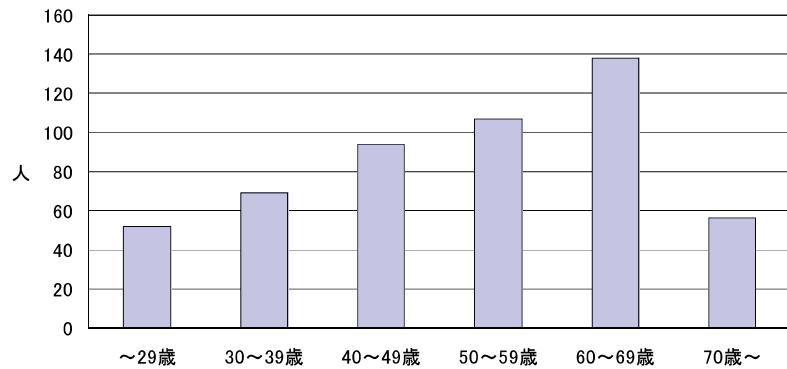


図 1-1-12 浜松市の年齢別の林業従事者数

「国勢調査」（2015）

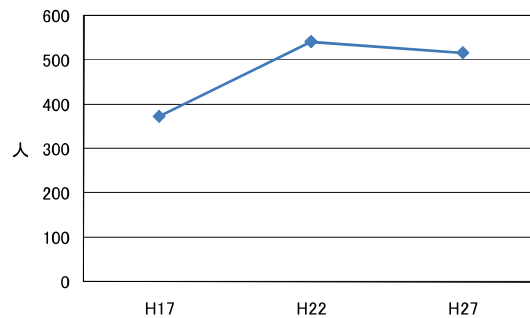


図 1-1-13 浜松市の林業従事者数の推移

「国勢調査」（2005～2015）

浜松市では、森林管理に対する意識向上や環境ブランドの確立などのため、FSC® 森林認証の取得を進めています。平成 28 年度末時点で浜松市域での認証面積は 44,404ha で、平成 26 年 4 月に市町村別取得面積の全国 1 位となって以降、全国一を維持しています。なお、この取組みは市内の 6 森林組合をはじめ、浜松市、静岡県、天竜林業研究会などで構成する「天竜林材業振興協議会」が取得したもので、複数の森林組合が横断、また、県・市が連携して取得したのは、当時、全国初のことでした。

⑤ 漁業

<沿岸漁業・湖面漁業>

浜名漁業協同組合での沿岸漁業は、主に遠州灘の愛知県境から御前崎に至る約70kmの沿岸域で操業していて、シラスの漁獲量は県内で最大の漁獲量を誇ります。

浜名湖における漁業は、魚類やエビ類、カニ類を対象とした湖面漁業とアサリを対象とした採貝漁業、ノリやカキを対象とした浅海養殖漁業に区別されます。浜名湖の漁獲物ではアサリが90%を占め、主要な漁獲物です（図1-1-14参照）。

浜名湖は遠州灘と繋がっていて塩分を含む水質のため、漁獲物は海で獲れるものと同じ種類が多くを占めています。波が外洋に比べて穏やかなため、魚の産卵や幼魚が育つのに適しているほか、養殖にも適した環境を有しているといわれています。浜名湖の漁獲量は70年代後半から減少していますが、漁獲量減少の理由としては、乱獲と塩分濃度の上昇などが推定されています（図1-1-15参照）。

また、浜名湖の主要な漁獲物であるアサリも同様に減少しており、開発による干潟の減少、湖南部の潮流が速すぎる（外海水の流入の増加により稚貝が流されること）、害敵による食害が推定されています（図1-1-16参照）。

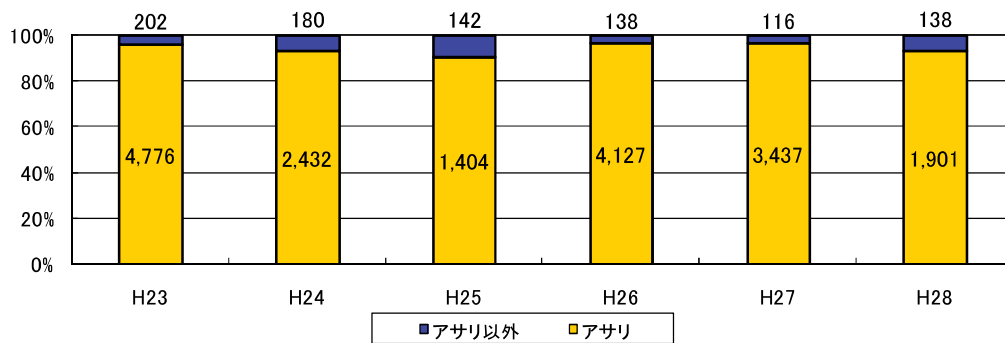


図1-1-14 浜名湖における主要魚種の漁獲量(t)と割合

※：「アサリ」は採貝漁業の漁獲量、「アサリ以外」は魚類やエビ類、カニ類を対象とした湖面漁業、ノリやカキを対象とした浅海養殖漁業の漁獲量の合計を示した数値
「はまな」(静岡県水産技術研究所浜名湖分場広報誌)

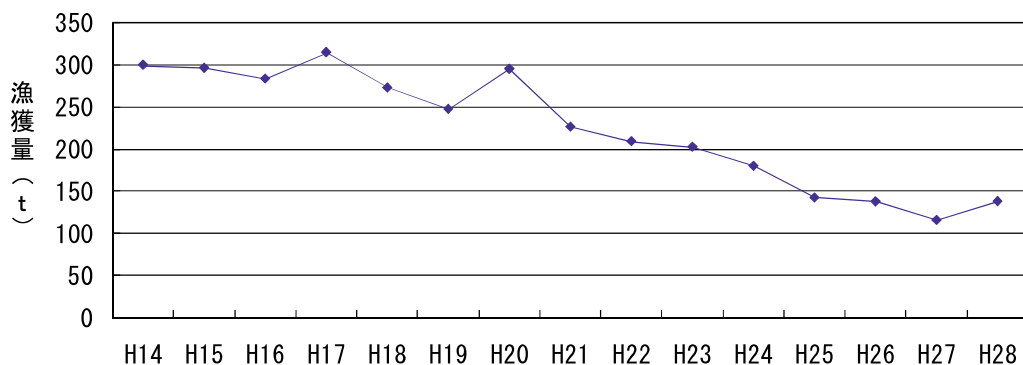


図1-1-15 アサリを除く浜名湖の総漁獲量の経年変化

「はまな」(静岡県水産技術研究所浜名湖分場広報誌)

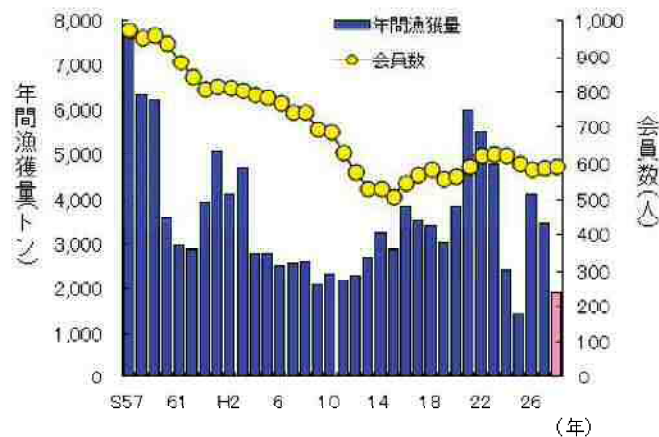


図 1-1-16 浜名湖におけるアサリの漁獲量等の推移
「はまな」(静岡県水産技術研究所浜名湖分場広報誌)

<内水面漁業>

内水面漁業としては、天竜川をはじめとする大小の河川があり、主な河川及び佐鳴湖に全部で8つの漁業協同組合があります。

内水面漁業協同組合は、遊漁者から遊漁料を徴収し遊漁証を発行しています。漁法や漁期に関する決まりを魚種ごとに定め、川の環境と資源を管理しています。

<養殖業>

浜松市では豊富な地下水、温暖な気候、稚魚及び飼料の容易な確保などの条件に恵まれていたため、古くからウナギ(ニホンウナギ)、アユ、スッポンなどの養殖業が行われてきました。

中でもウナギは、浜名湖がわが国の養鰻業の発祥地であり、その歴史は明治20年代中頃まで遡ることができます。

しかしながら、近年では稚魚であるシラスウナギの漁獲量が激減しています。減少要因としては、乱獲、河川環境や海洋環境の変化などが指摘されており、ウナギの減少は国内だけでなく世界的な問題となっています。そのような中、国際自然保護連合(IUCN)は、平成26年6月にニホンウナギを絶滅危惧IB類としました。また、静岡県版レッドリスト2017(平成29年)においても、絶滅危惧IB類(EN)に選定されました。引き続き、資源管理や生息環境の改善の取組みを進める必要があります。

⑥ 農林漁業における鳥獣等による被害

<農業>

農業被害ではイノシシ(ニホンイノシシ)による被害が最も多く、次いでシカ(ニホンジカ)の被害が多くなっています。イノシシの被害は、5年前と比べると被害面積、被害金額ともに増加の傾向がありました。

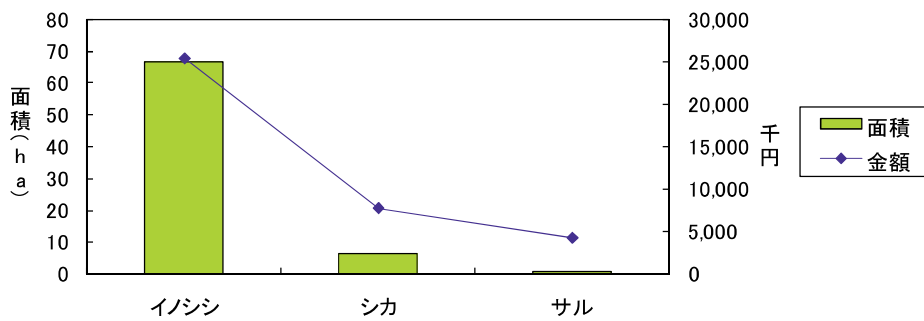


図 1-1-17 浜松市の農業における鳥獣による被害状況
 「浜松市鳥獣被害防止計画」(2015) (※数字は2014年度値)

<林業>

林業被害では、シカ(ニホンジカ)とカモシカによる苗木の食害などの被害がみられます。

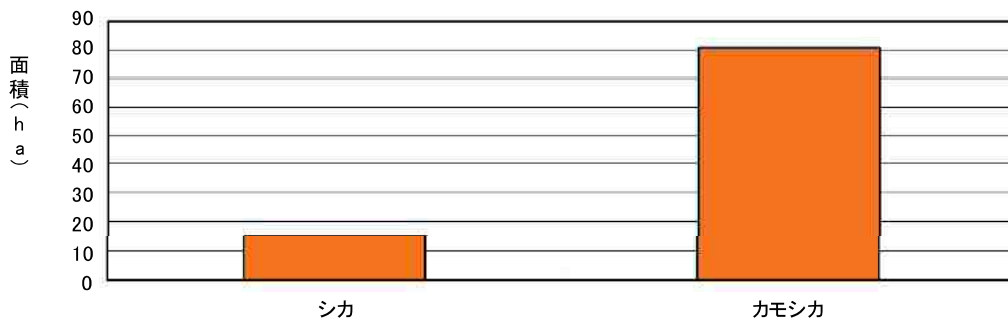


図 1-1-18 浜松市の林業における鳥獣による被害状況
 「浜松市鳥獣被害防止計画」(2015)

表 1-1-2 鳥獣の種類と被害品目

鳥獣の種類	被害品目	地域
イノシシ	稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、野菜、いも類、 工芸品類、その他	西区、北区、浜北区、天竜区
サル	稲、豆類、雑穀、果樹、野菜、いも類、その他	南区、西区、北区、浜北区、天竜区
シカ	稲、豆類、雑穀、果樹、野菜、いも類、スギ、ヒ ノキ、その他	北区、浜北区、天竜区
カモシカ	稲、豆類、雑穀、果樹、野菜、いも類、スギ、ヒ ノキ、その他	北区、浜北区、天竜区

「浜松市鳥獣被害防止計画」(2015)

<漁業>

漁業では、貝類のツメタガイによる浜名湖における主要漁獲物のアサリへの被害が知られています。アサリの漁獲量は近年全国的に減少傾向で、ツメタガイはその要因の一つと考えられていますが、湖南部の10定点で行われている平均生息密度調査の結果では、数値が高かった平成13~17年に比べると、近年は低く推移している状況です(図1-1-19参照)。これは、採貝漁業者による駆除活動による成果が出ているものと考えられています。

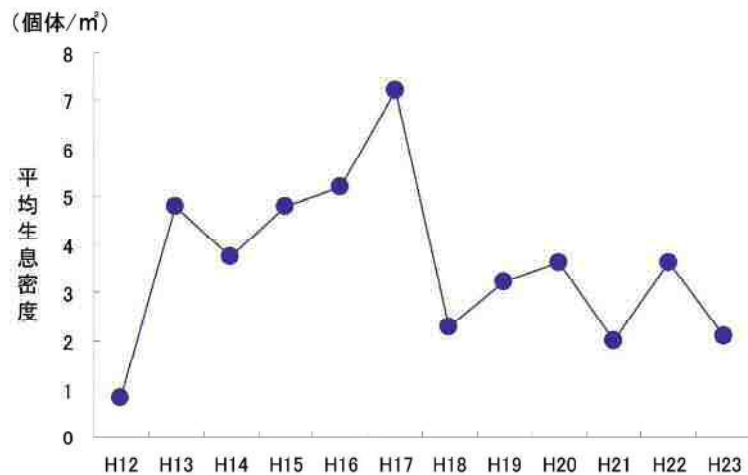


図 1-1-19 ツメタガイ生息密度 (10 定点平均値) の経年変化
「はまな」(静岡県水産技術研究所浜名湖分場広報誌)

(4) 土地利用

土地利用区分ごとの国土利用の推移を見ると、農用地は減少傾向にあり、宅地や道路は増加傾向にあります (図 1-1-20 参照)。

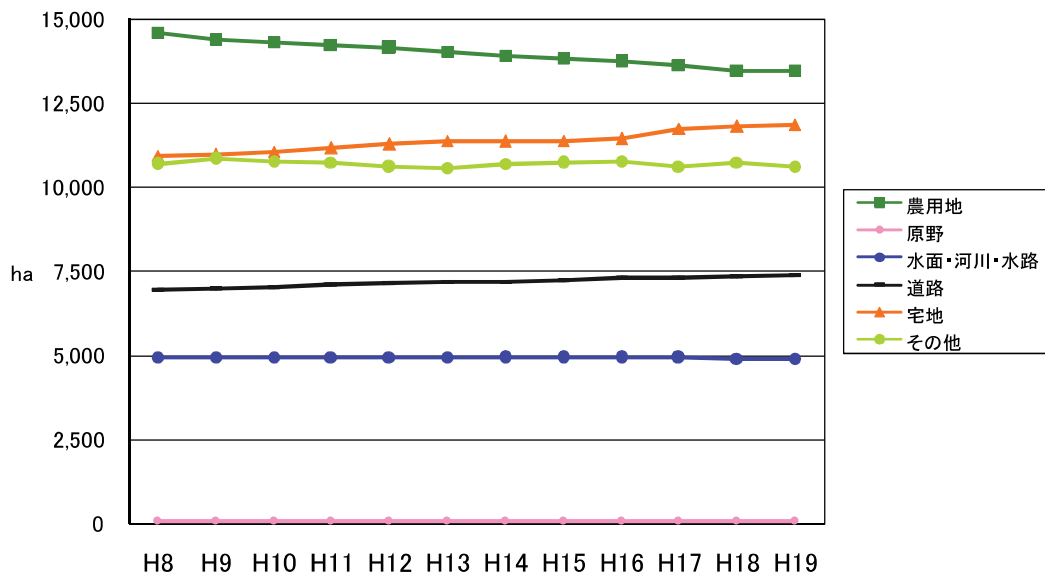


図 1-1-20 浜松市の土地利用区分ごとの国土利用の推移 (森林は除く)
「国土利用計画浜松市計画 参考資料」(2010)

森林(国有林・民有林)、農地(畑地・水田)、宅地(住宅地・工業用地)及び道路(一般道路・農道・林道)の面積の推移は、以下のとおりです。

森林では変化はほとんど見られず(図 1-1-21 参照)、水田と畑地ではともに減少傾向です(図 1-1-22 参照)。一方、宅地と道路(一般道路、農道、林道)の面積は増加傾向 (図 1-1-23 参照)にあることから、市街地化は主に農地において拡大したと推察されます。

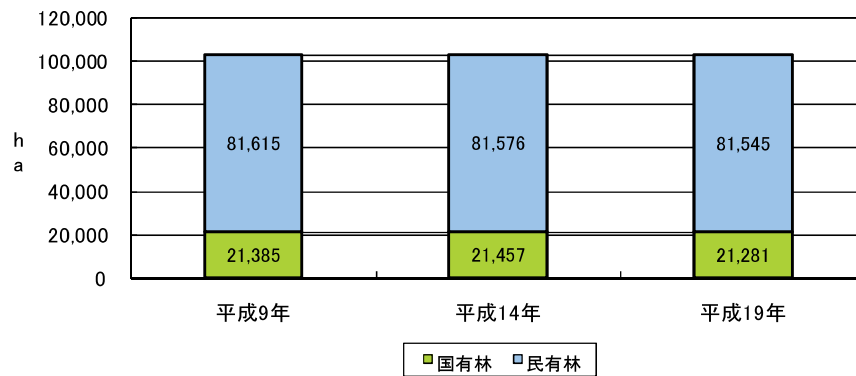


図 1-1-21 浜松市の土地利用区分(森林)の推移

「国土利用計画浜松市計画 参考資料」(2010)

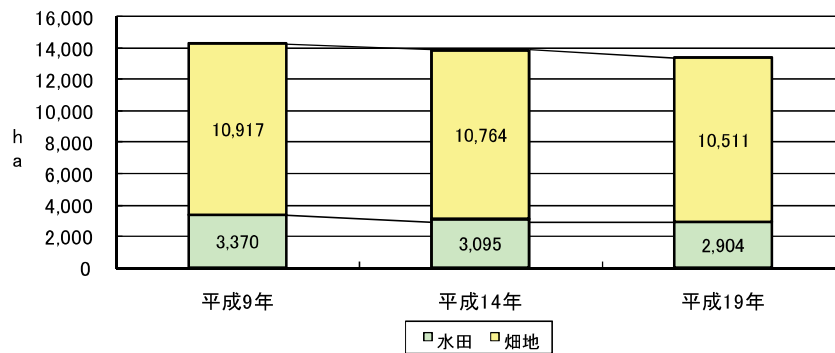


図 1-1-22 浜松市の土地利用区分(農地)の推移

「国土利用計画浜松市計画 参考資料」(2010)

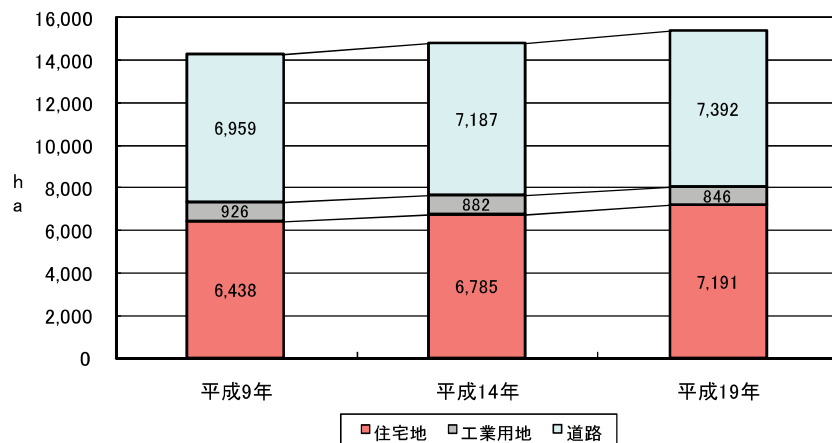


図 1-1-23 浜松市の土地利用区分(住宅地・工業用地・道路)の推移

「国土利用計画浜松市計画 参考資料」(2010)

都市計画区域内の緑被地面積は平成 21 年では 26,692ha と約 57%ですが、市街化区域を見ると緑被率は 20%以下で、緑の面積が少ない傾向がうかがえます。

表 1-1-3 浜松市の都市計画区域等の緑被地面積

	全市域	都市計画区域	
		市街化区域	市街化調整区域
緑被地面積 (ha)	121,271	26,692	1,651
緑被率 (%)	80.6	57.1	16.9
			25,041
			67.8

土地利用及び緑地現況図から計測(公園緑地・広場・運動場・墓園・水面・水辺・原野・農地・牧草地・社寺境内地・ゴルフ場・農業試験場(ほか))

「浜松市緑の基本計画」(2010)

都市計画区域内の都市公園の面積と箇所数の推移は、どちらも増加傾向です。

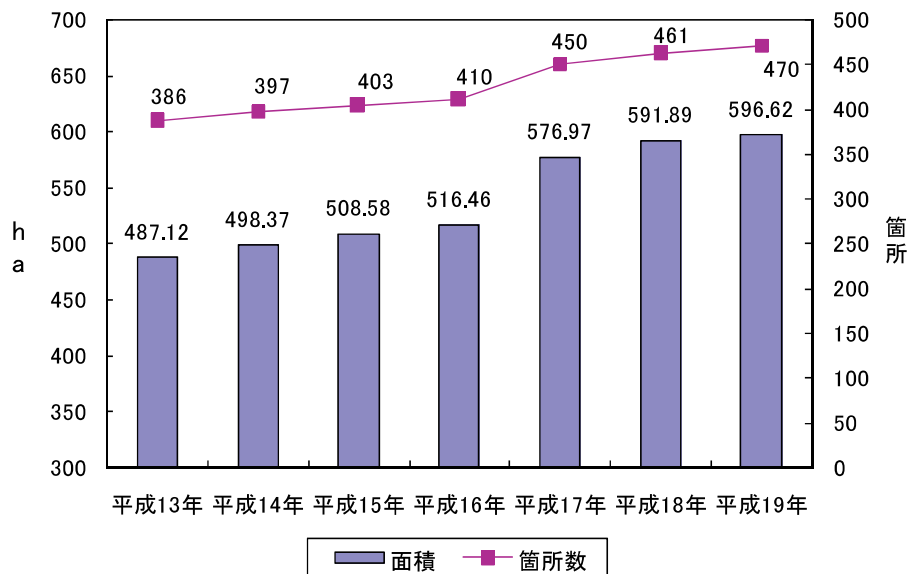
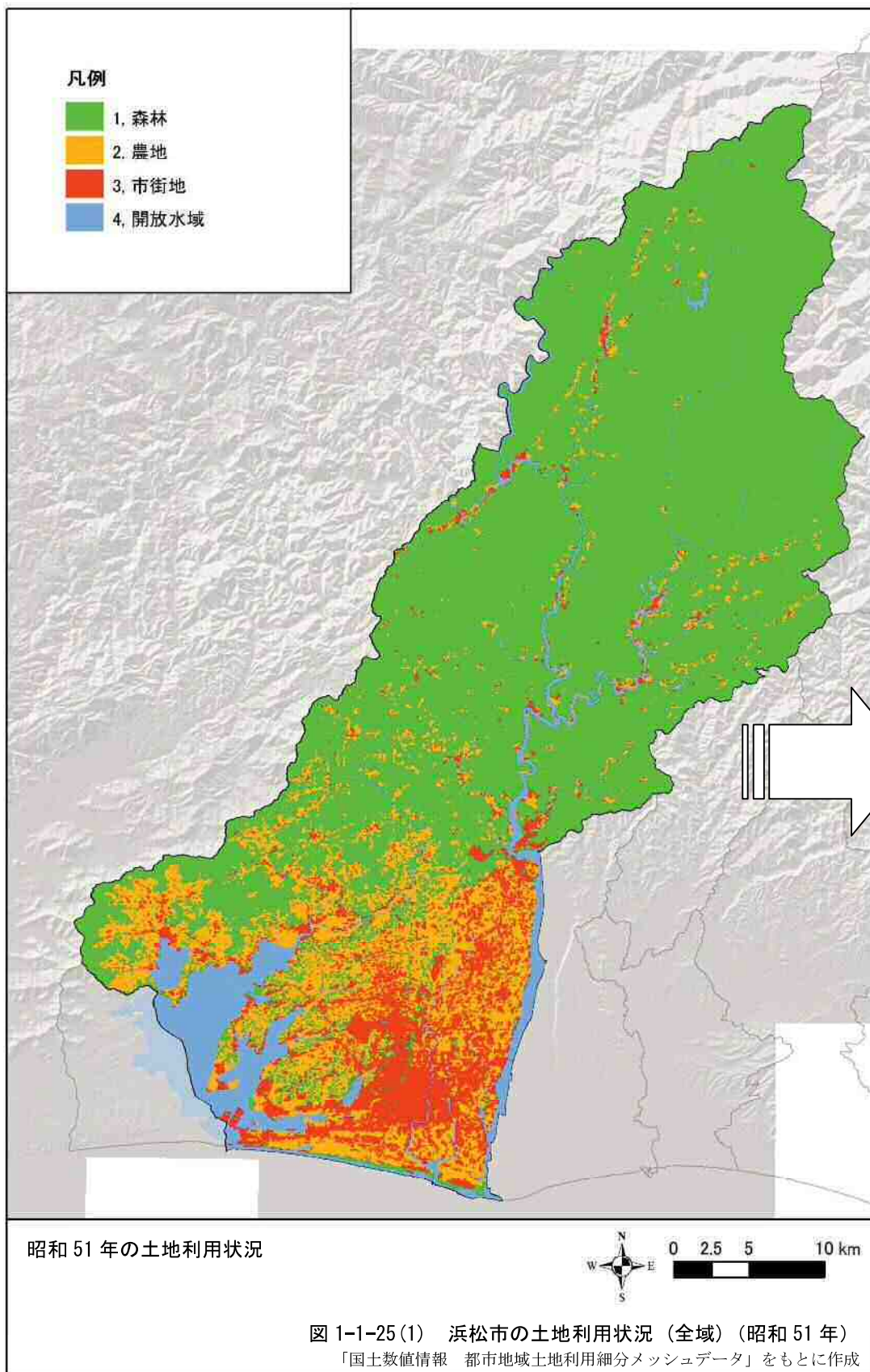
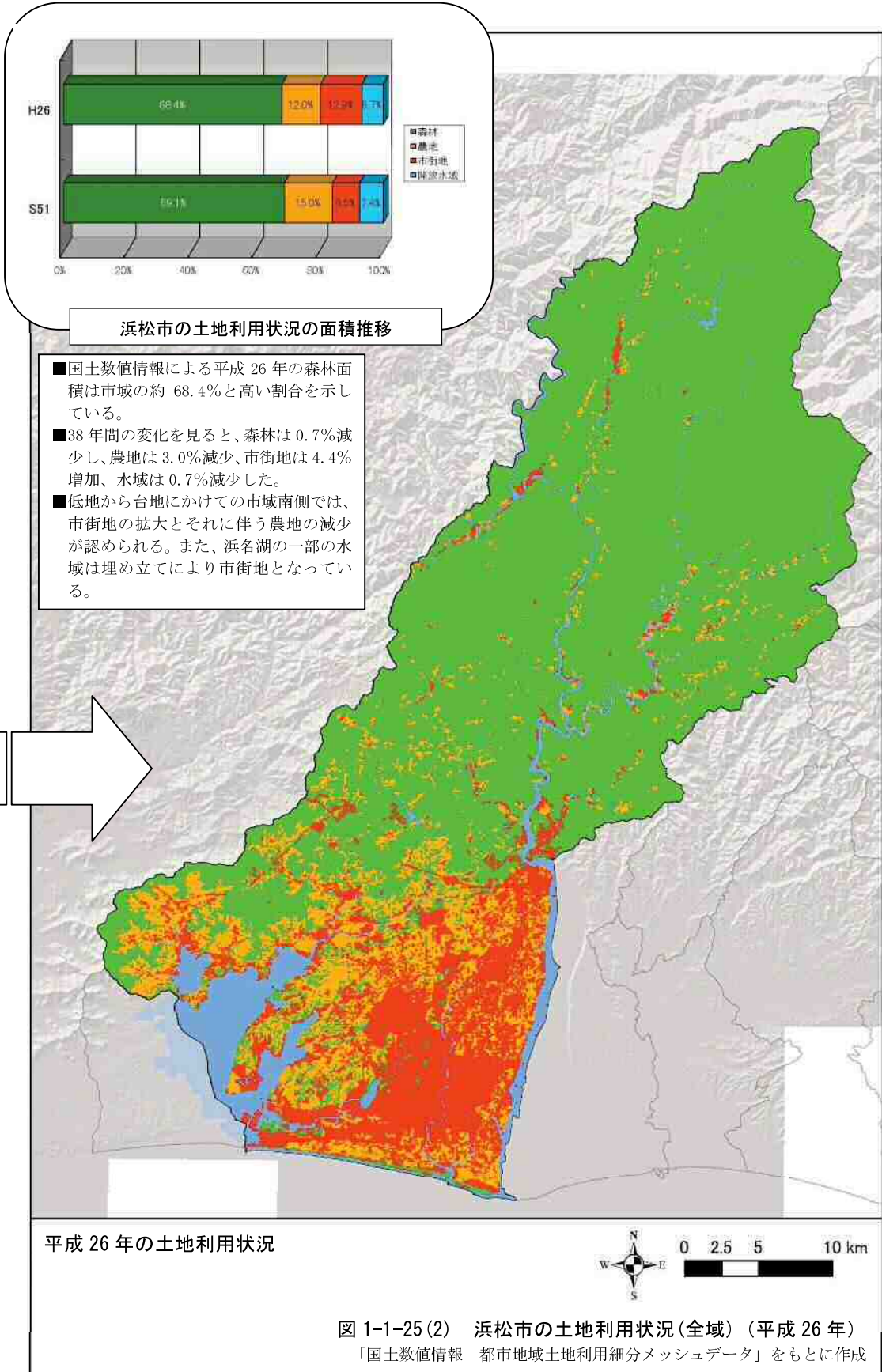


図 1-1-24 浜松市の都市公園の推移

「国土利用計画浜松市計画 参考資料」(2010)

「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」をもとに、昭和 51 年(1976 年)と平成 26 年(2014 年)の土地利用を比較しました(図 1-1-25 参照)。





(5) 自然環境の保全等にかかる区域等の指定状況

本市では、以下の法令などで、自然環境の保全にかかる区域などが指定されています(表 1-1-4 参照)。

自然環境の保全を目的としたものとして、自然公園の天竜奥三河国定公園をはじめ、自然環境保全地域や県立自然公園があります(図 1-1-26 参照)。これらの区域では、区域の種類に応じ制限される行為が定められています。

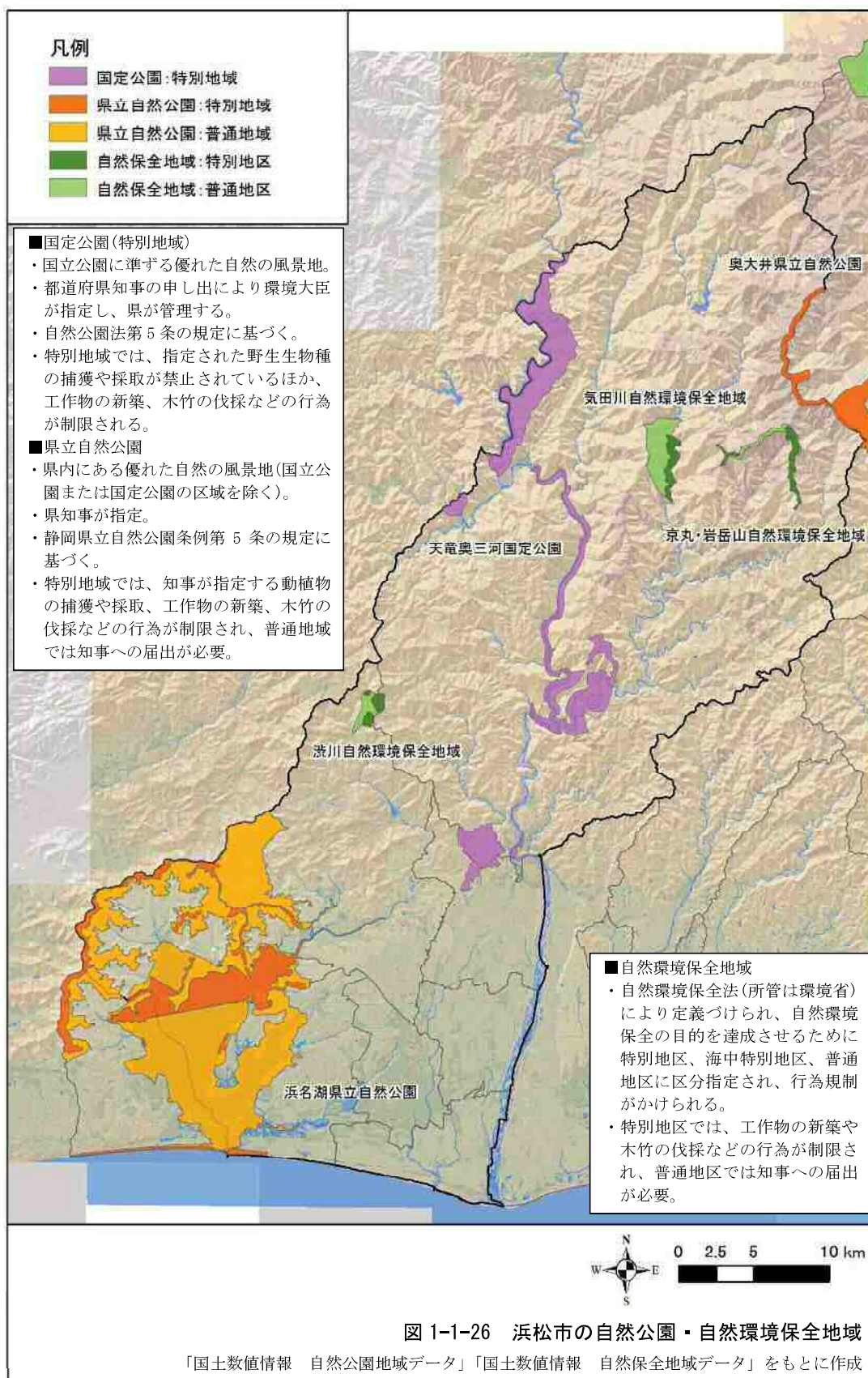
保安林は森林法による保安林制度で指定される区域で、水源涵養や土砂流出防備といった森林が持つ公益的機能の維持や自然環境の保全が目的です(図 1-1-27 参照)。また、海岸保全区域は、海岸の防護だけでなく、環境や利用面も含めた海岸づくりを目指して設定されているものです。市域では主に山地部に指定区域が存在するほか、海岸林も広く指定されています。そのほか、特別緑地保全地区や風致地区、生産緑地地区、緑地協定地区などの都市計画区域において主として緑地の保全を目的とした区域があります(図 1-1-28～図 1-1-30 参照)。

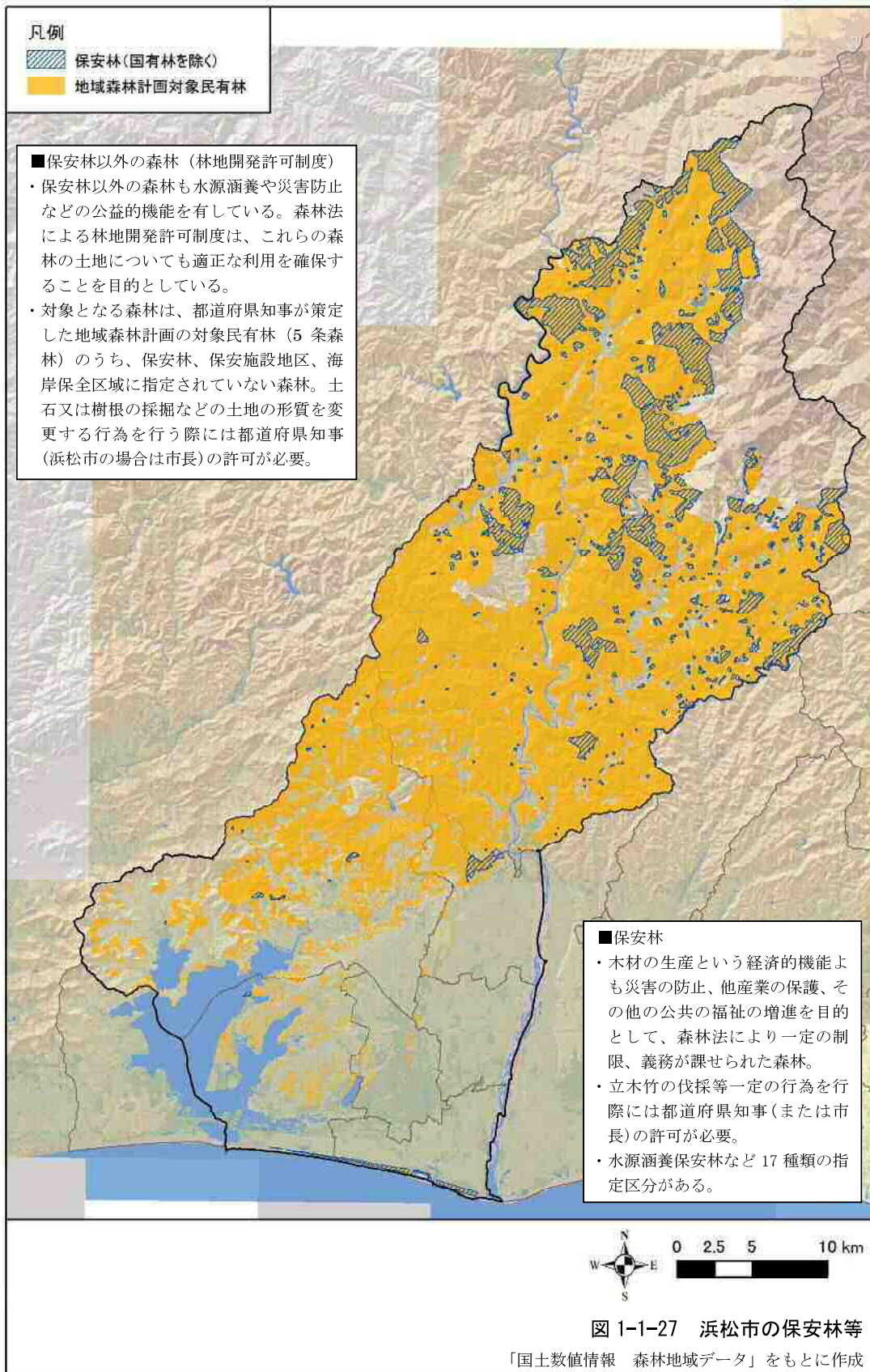
また、市内には国有林として、自然休養林(奥浜名)や、植物群落保護林(観音山の森林、龍山町オツボキのホソバシャクナゲ、岩岳山のアカヤシオ・シロヤシオなど)、林木遺伝資源保存林(白倉・コガネ沢)などが指定されています。

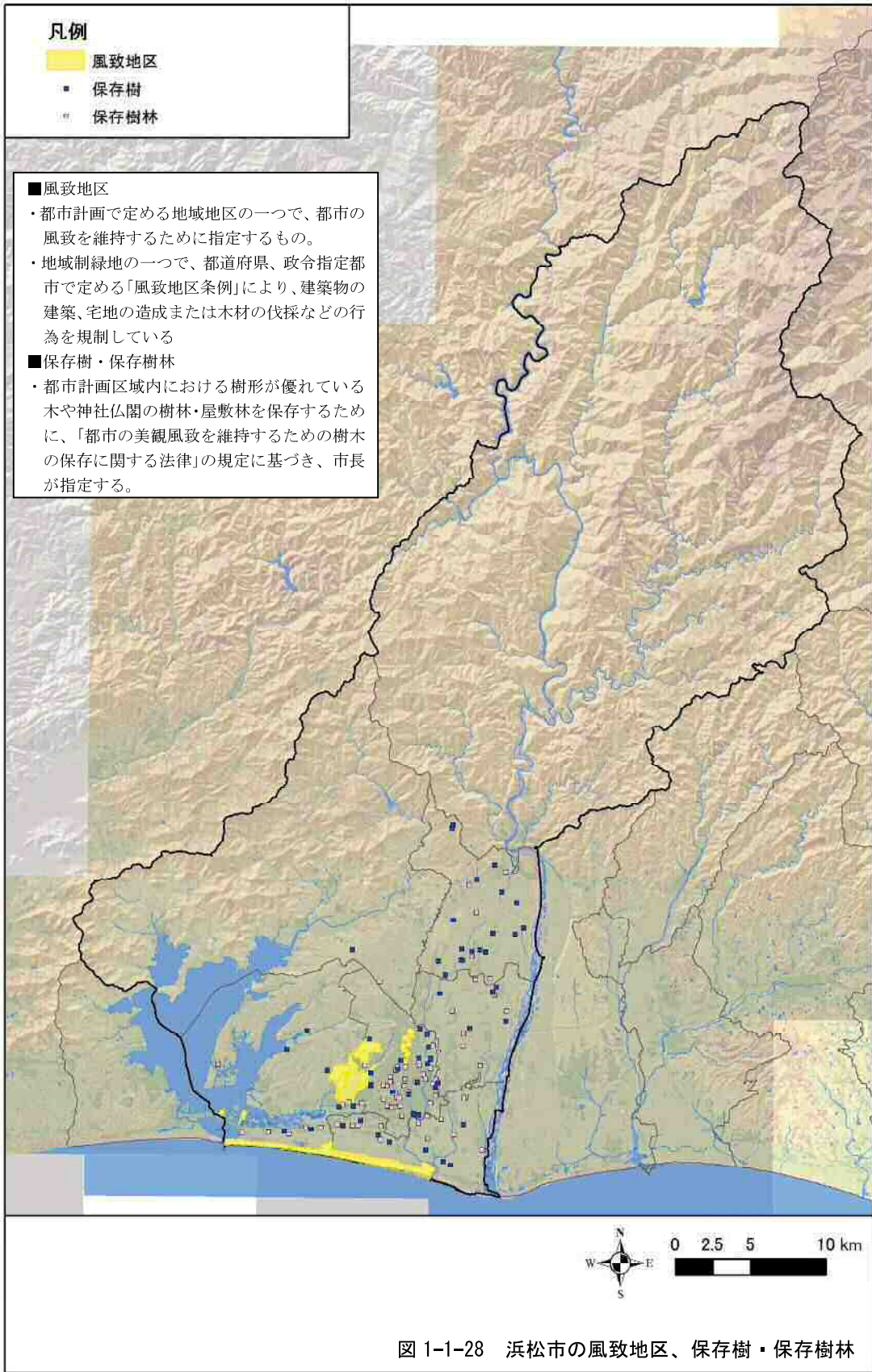
表 1-1-4 浜松市における自然環境の保全等にかかる主な区域等の指定状況

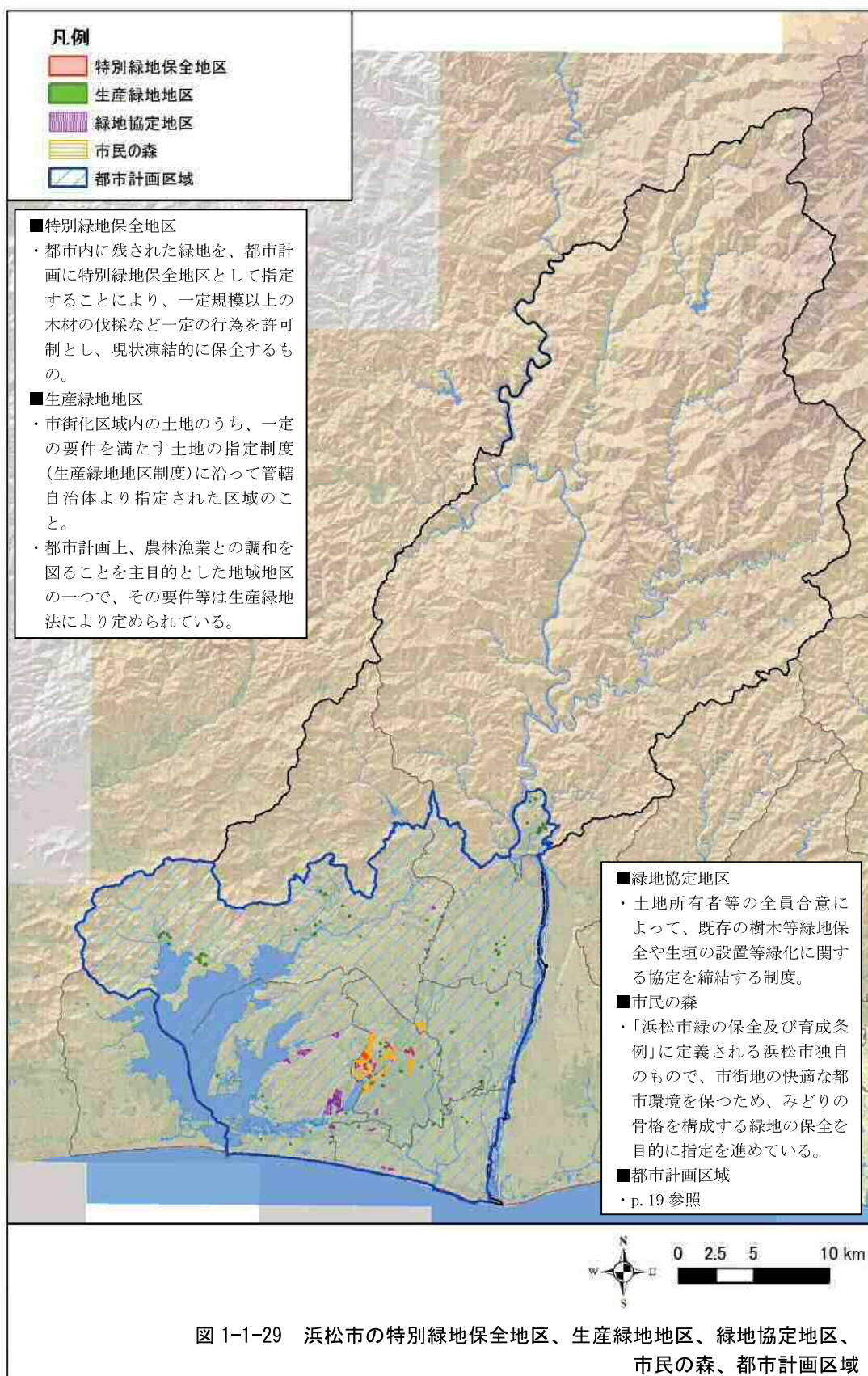
		種 別		箇所数	面積 (ha)
法による規制	主として自然環境の保全を目的としたもの	自然公園法	国定公園	1	13,950.59
		静岡県立自然公園条例	県立自然公園	2	
		自然環境保全法 - 静岡県自然環境保全条例	自然環境保全地域	3	1,404.00
		森林法	保安林	-	15,252.90
		海岸法	海岸保全区域	3	443.42
	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	154	-	
	主として緑地または森林の保全を目的としたもの	都市緑地法	特別緑地保全地区	1	6.70
		都市計画法	風致地区	7	1,272.60
		生産緑地法	生産緑地地区	71	4.92
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹	66	-
保存樹林			72	40.99	
森林法	地域森林計画対象民有林	-	81,389.10		
農業振興を目的としたもの	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域農用地区域	-	12,786.00	
協 定	都市緑地法	緑地協定地区	46	137.72	
条例によるもの	浜松市緑の保全及び育成条例	市民の森	8	33.05	
合 計					126,721.99
重複面積					-23,151.72
地域制緑地合計					103,570.27

「浜松市緑の基本計画」(2010年)









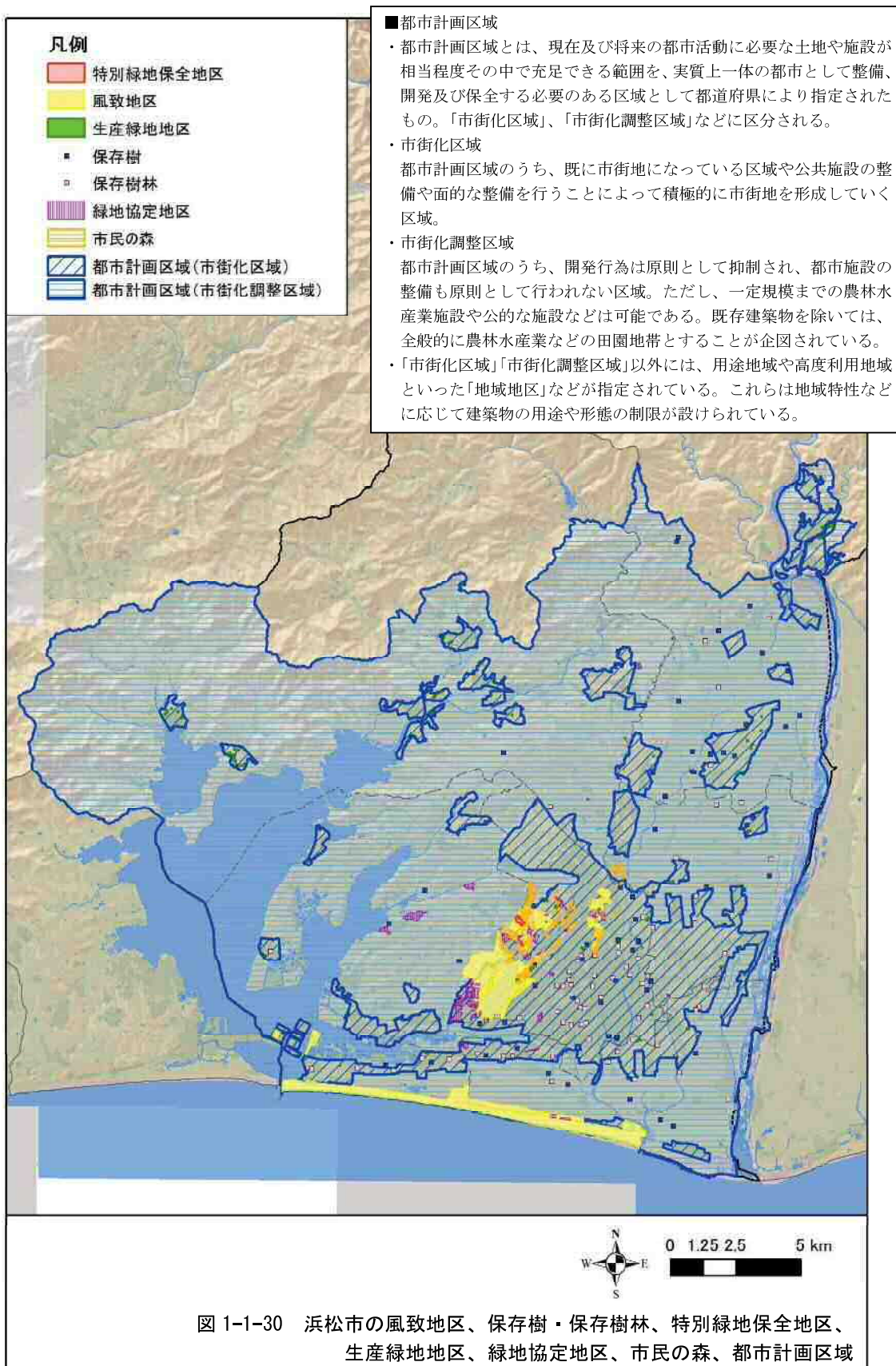


図 1-1-30 浜松市の風致地区、保存樹・保存樹林、特別緑地保全地区、生産緑地地区、緑地協定地区、市民の森、都市計画区域